

平成29年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月10日 午前10時00分		
	散 会	3月10日 現場踏査後散会		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	福祉保健課副主幹 兼保健衛生係長	我那覇 尚 一
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成29年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 2 号

平成29年 3 月10日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 21 号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
2	議案第 22 号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	説 明
3	議案第 23 号	平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について	説 明
4	議案第 24 号	工事請負契約について	説 明
5	議案第 25 号	工事請負契約について	説 明
6	議案第 26 号	工事請負契約について	説 明
7	報告第 1 号	平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	報 告
8	同意案第 1 号	今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
9	同意案第 2 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
10		現場踏査	

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成29年第1回今帰仁村議会定例会、3月10日、2日目。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第21号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 皆さんおはようございます。

議案第21号

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億6,802万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 総務費の各項に計上された給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(2) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、使用料、役務費及び備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(3) 保険給付費及び老人保健拠出金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成29年3月9日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		304,005
	1 国民健康保険税	304,005
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		500
	1 手数料	500
4 国庫支出金		688,867
	1 国庫負担金	391,409
	2 国庫補助金	297,458
5 療養給付費交付金		39,965
	1 療養給付費交付金	39,965
6 前期高齢者交付金		158,401
	1 前期高齢者交付金	158,401
7 県支出金		128,859
	1 県負担金	19,213
	2 県補助金	109,646
8 連合会支出金		2
	1 連合会補助金	2
9 共同事業交付金		574,569
	1 共同事業交付金	574,569
10 財産収入		1
	1 財産収入	1
11 寄付金		1
	1 寄付金	1
12 繰入金		172,725
	1 他会計繰入金	172,724
	2 基金繰入金	1

款	項	金額
13 繰越金		2
	1 繰越金	2
14 諸収入		124
	1 延滞金、加算金及び過料	113
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	9
15 村債		2
	1 村債	1
	2 広域化等支援基金貸付金	1
歳入合計		2,068,027

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		31,972
	1 総務管理費	30,170
	2 徴税費	1,721
	3 運営協議会費	80
	4 趣旨普及費	1
2 保険給付費		1,116,602
	1 療養諸費	938,760
	2 高額療養費	166,732
	3 移送費	2
	4 助産諸費	10,508
	5 葬祭諸費	600
3 後期高齢者支援金等		218,515
	1 後期高齢者支援金等	218,515
4 前期高齢者納付金等		263
	1 前期高齢者納付金等	263
5 老人保健拠出金		11
	1 老人保健拠出金	11
6 介護納付金		103,299
	1 介護納付金	103,299

款	項	金額
7 共 同 事 業 拠 出 金		556,505
	1 共 同 事 業 拠 出 金	556,505
8 保 健 事 業 費		30,497
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	13,912
	2 保 健 事 業 費	16,585
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
11 諸 支 出 金		6,361
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,361
12 繰 上 充 用 金		1
	1 繰 上 充 用 金	1
13 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		2,068,027

総括の7ページ、8ページは割愛いたします。

9ページから事項別明細書になりますけれども、300万円以上の目についてご説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2億9,729万1,000円、これは1節医療給付費分現年課税分、2節後期高齢者支援金分現年度課税分、3節介護納付金分現年課税分、4節医療給付費分滞納繰越分、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、6節介護納付金分滞納繰越分でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税671万4,000円、これは1節医療費給付費分現年課税分となっております。

12ページをお願いします。4款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。2目療養給付費等負担金3億7,219万4,000円、これは1節現年度分でございます。続きまして、3目高額医療費共同事業負担金1,621万9,000円、これは1節高額療養費共同事業負担金でございます。

13ページをお願いします。2項国庫補助金です。1目財政調整交付金2億9,745万6,000円、これは1節財政調整交付金によるものでございます。

14ページをお願いします。5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金3,996万5,000円、これは1節現年度分でございます。

15ページをお願いします。6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金1億5,840万1,000円、これは1節現年度分が主な要因でございます。

16ページをお願いします。7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金1,921万3,000

円、これは1節高額医療費共同事業負担金が主なものでございます。

17ページをお願いします。2項県補助金、2目財政調整交付金1億964万5,000円、これは1節財政調整交付金でございます。

19ページをお願いします。9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金5,838万9,000円、これは1節高額医療費共同事業交付金でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金5億1,618万円、これは1節保険財政共同安定化事業交付金でございます。

22ページをお願いします。12款繰入金、1項款他会計繰入金、1目他会計繰入金1億7,272万4,000円、これは1節保険基盤安定繰入金と3節職員給与費等繰入金、4節出産育児一時金繰入金、5節財政安定化支援事業繰入金、6節その他一般会計繰入金となっております。歳入は以上です。

31ページをお願いします。歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,863万1,000円は、2節給料、3節職員手当、4節共済費等によるものでございます。

37ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費9億1,190万3,000円、これは19節負担金、補助及び交付金でございます。2目退職被保険者等療養給付費2,000万円は19節負担金、補助及び交付金でございます。5目審査支払手数料375万円は13節委託料が主なものでございます。

38ページをお願いします。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億6,253万2,000円、これは19節負担金、補助及び交付金でございます。2目退職被保険者等高額療養費409万9,000円、これも19節負担金、補助及び交付金でございます。

40ページをお願いします。4項助産諸費、2目出産育児一時金1,050万円、これも19節負担金、補助及び交付金でございます。

42ページをお願いします。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金2億1,850万円、これも19節負担金、補助及び交付金でございます。

45ページをお願いします。6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金1億329万9,000円、これも19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

46ページをお願いします。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金6,487万7,000円、これも19節負担金、補助及び交付金でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金4億9,160万1,000円、これは19節負担金、補助及び交付金でございます。

47ページをお願いします。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費1,391万2,000円でございます。これは13節委託料が主な要因でございます。

49ページをお願いします。8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健事業費1,658万5,000円、これは1節報酬が主な要因となっております。

54ページをお願いします。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金500万円、これは23節償還金利子及び割引料となっております。

56ページをお願いします。13款予備費、1項予備費、1目予備費300万円、これは29節予備費となっております。

予算の説明は以上でございますけれども、給与明細書等の表を次ページ以降に添付してございますので、お目通しください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第2. 「議案第22号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第22号

平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,488万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、使用料、役務費及び備品購入費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成29年3月9日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		40,830
	1 後期高齢者医療保険料	40,830
2 使用料及び手数料		41
	1 手数料	41
4 繰入金		43,992
	1 一般会計繰入金	43,992
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		18
	1 延滞金、加算金、及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	11
	3 預金利子	1
	4 雑入	4
歳入合計		84,882

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,629
	1 総務管理費	3,609
	2 徴収費	20
2 後期高齢者医療広域連合納付金		81,208
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	81,208
3 保健福祉事業費		3
	1 保健福祉事業費	3
4 諸支出金		42
	1 償還金及び還付加算金	41
	2 繰出金	1
歳出合計		84,882

3ページ、4ページの総括は割愛いたします。

5ページをお願いします。歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴

収保険料2,858万2,000円、これは1節の特別徴収保険料でございます。2目普通徴収保険料1,224万8,000円、これは1節の現年度分が主な要因となっております。

7ページをお願いします。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金361万7,000円は1節事務費繰入金となっております。2目保険基盤安定繰入金4,037万5,000円は2節保険基盤安定繰入金でございます。

13ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費360万9,000円、これは人件費に係るものが主な要因でございます。

15ページをお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金8,120万8,000円、これは19節負担金、補助及び交付金でございます。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 日程第3. 「議案第23号 平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第23号

平成29年度今帰仁村水道事業会計予算について

上記議案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3,744戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,190,526m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	3,262m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	4,905万5,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3億7,036万1,000円
第1項 営業収益	2億1,542万2,000円
第2項 営業外収益	1億5,493万6,000円
第3項 特別利益	3,000円
支 出	
第1款 事業費用	4億1,871万2,000円
第1項 営業費用	3億7,773万7,000円
第2項 営業外費用	3,995万1,000円
第3項 特別損失	2万4,000円
第4項 予備費	100万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,014万1,000円は過年度分損益勘定留保資金6,014万1,000円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2億3,242万5,000円
第1項 企業債	1,000円
第2項 補助金	1,000円
第3項 出資金	1,242万2,000円
第4項 固定資産売却代金	1,000円
第5項 その他資本収入	2億2,000万円
支 出	
第1款 資本的支出	2億9,256万6,000円
第1項 建設改良費	4,905万5,000円
第2項 企業債償還金	6,251万円
第3項 国庫補助金返還金	1,000円
第4項 その他資本的支出	1億8,000万円
第5項 予備費	100万円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,492万9,000円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,900万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

平成29年3月9日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

次ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第4. 「議案第24号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第24号

工事請負契約について

今帰仁冷凍冷蔵施設整備建築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|--|
| 1, 契約の目的 | 今帰仁冷凍冷蔵施設整備建築工事 |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3, 契約の金額 | 313,200,000円 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字越地284番地
(有)丸島建設・(有)山川建設 建設工事共同企業体
代表者 島袋 松男 |

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁冷凍冷蔵施設整備建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに契約書を添付してございますので、お目通しください。

- 東恩納寛政 議長 日程第5. 「議案第25号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 大城清紀 副村長

議案第25号

工事請負契約について

今帰仁冷凍冷蔵施設整備電気設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

- | | |
|------------|--|
| 1, 契約の目的 | 今帰仁冷凍冷蔵施設整備電気設備工事 |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3, 変更契約の金額 | 50,760,000円 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字諸志215番地
嶺志電社・（有）北山建設 建設工事共同企業体
代表者 與那嶺 安男 |

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁冷凍冷蔵施設整備電気設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに請負契約書を添付してございますので、お目通しください。

- 東恩納寛政 議長 日程第6. 「議案第26号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第26号

工事請負契約について

今帰仁冷凍冷蔵施設整備防熱設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|--|
| 1, 契約の目的 | 今帰仁冷凍冷蔵施設整備防熱設備工事 |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3, 契約の金額 | 84,240,000円 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字仲宗根249番地の5
(株)金良建設・嶺志電社 建設工事共同企業体
代表者 金良 敏夫 |

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁冷凍冷蔵施設整備防熱設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めため、この議案を提出します。

次ページに工事請負契約書を添付してございますので、お目通しください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第7. 「報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

報告第1号

平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を議会へ提出し報告します。

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

事業計画書を添付してございますので、お目通しください。

- 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

日程第8. 「同意案第1号 今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

- 喜屋武治樹 村長
同意案第1号

今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を今帰仁村副村長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 埼玉県新座市
氏 名 中原 茂仁
生年月日 昭和53年
任 期 平成29年4月1日～平成33年3月31日

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁村副村長が平成29年3月31日をもって、任期満了となることに伴い、新たに副村長を選任したいので、この同意案を提出します。

履歴書を添付していますので、お目通しください。

- 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次 議員 同意案第1号について質疑をいたします。今帰仁村副村長の選任につき、同意を求めることについてということで、提案理由ですね、「今帰仁村副村長が平成29年3月31日をもって、任期満了に伴い、新たに副村長を選任したいので、この同意案を提出します。」ということでありませけれども、資料を見ますと、住所が埼玉県ということでありまして、履歴を見ますと内閣府からという形になっておりますけれども、提案には本土から今帰仁村へ来て、副村長という形になると思っておりますけれども、今帰仁村また沖縄県出身者に適任者がいなくて、その提案になったのか。村長の思いとか経緯を聞かせて

もらいたいなと思っていますので、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

村内、あるいは県内に適任者がいなくて、県外からということですが、そういうことではありません。今、今帰仁村は財政的にも非常に厳しい状況ではありますが、地方創生の非常に重要な時期にありまして、地方創生の取り組みを、具体的に地方創生企業版ふるさと納税の取り組みとか、それから今、村のいろいろな事業が行われています一括交付金事業、そして北部連携促進事業、そういう事業を国や県と連携をして、さらに事務のスピードアップを図って、元気で明るい豊かな今帰仁村づくりのために、今回この提案をしているわけでございます。履歴をごらんになったと思いますけれども、これまで沖縄振興局、それから沖縄政策担当とか、かなり履歴の中でもありますので、そういう意味で今後具体的ないろんな事業を村としては計画をしております。これも全て県や国との連携を強化する中で、その実現に向けてスピードアップが図られるという思いで、今回の副村長人事案を提案した次第であります。ご理解をお願いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今、村長の思いは聞いたんですけれども、これには任期が4年と書かれていますけれども、この前の全協では2カ年云々と説明がありましたけれども、それと今まで別の自治体で本土から来て、途中で帰った例もあると聞いておりますけれども、初めて沖縄に来て、環境も変わる、文化も変わるころへ来て、途中で帰る可能性はないのかどうか。それも確認をして提案をしたのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

環境も変わる中で来て、途中で帰る可能性があるのではないかという懸念ですが、そういうことはないとは考えております。なぜなら、本人に2月15日に私、直接内閣府に本人と面会いたしまして、今回今帰仁村の副村長に提案する村長の思いとか、あるいは今帰仁村の現状について、本人と約1時間ほど話し合いをしてきました。そういった中で人事担当、あるいはまた内閣府の上司の方ともいろいろお話をしたんですが、出向という形ですから、自治法上の副村長の任期は4年ですが、2カ年の出向という形で先方の希望でもありますし、途中で帰るというよりも、一応2カ年の出向はぜひ果たしてもらいたいということで、同意をいただきましたら、ぜひ出向期間中の2カ年間は頑張ってもらいたいということでやっていきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 私が聞いたのは別の自治体ではそういう形にとって、帰った事例もありますので聞いております。それと年が余りにも若くて、昭和53年生まれ、村長の子供ぐらいの年齢でありますけれども、ほんとに知らない土地に来て、この若者がどれだけ発揮できるかということを我々議会も、村民も関心のある副村長の人事だと思っておりますけれども、これについてはどう思いますか。部下がみんな先輩の形になりますけれども、ほんとに副村長としての裁量が果たせるかどうか懸念しております。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

年齢的に若いので、果たしてやっつけられるかということですが、内閣府に採用されて、若いけれども、15年の経験もありますし、また副村長として村長を補佐し、村政の発展のため、十分力を発揮してくれるものだと私は確信をして、今回の同意案の提案をした次第であります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 同意案第1号について質疑をいたします。これは多分地方創生人材支援制度を活用して、副村長を呼んでくると思いますけれども、これの派遣先市町村の対象の中にア、イ、ウとあって、ア、市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていることとありました。ここで村長の明確な考えというんですか、先ほどと少しかぶると思うんですけれども、もう少し詳しく村長の変革に対する意欲と言いますか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番與那勝治議員の質疑にお答えいたします。

地方創生に基づく出向ではございません。先ほど言ったのは、これから村としても地方創生の事業を具体的に取組んでいくために、企業版ふるさと納税のスタートもしたいという思いで話したので、地方創生に基づく派遣ではなくて、先ほど言いましたようにそれも含めて、北部連携促進事業を今いろんな形で、これからまた取組んでいきます。村営住宅とか、古宇利一周線道路とかいう形でありますので、それと今、国から県とか、あるいは市、沖縄市クラスには派遣もありますけれども、今帰仁村の場合、現在村から沖縄県の市町村課、それから北部広域圏事務組合、後期高齢者医療広域連合、それから介護保険広域連合へ出向もさせておりますけれども、村長としては副村長の出向を、村から国への出向についても要請をして検討をしていきたいと。そういう中で先ほども申し上げましたように、どうしても今帰仁村の場合は自主財源が厳しい中、いろんな補助事業、一括交付金、そういう事業が主で具体的な取組みができますので、事務のスピードアップ、それから県や国との連携、特に内閣府は今一括交付金事業とか、北部連携促進事業の窓口になっておまして、県で計画をして、そして最終的には内閣府と調整をして事業が決定していきますので、そういう意味での村の計画している事業の取組み強化、あるいはスピードアップ、そういう意味での今回の出向を要請した理由であります。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 支援制度を活用していないということでありましたけれども、例えば村長がこうしたいと、国に申し出て、国から中原さんが適任者だということで、中原さんを指定してきたという流れでよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 中原氏を提案した経過ですが、去年11月に全国町村長大会の後、沖縄の国保財政が非常に厳しいということで、沖縄県の町村長のほぼ全員と、それから沖縄の市長の皆さん、それから沖縄の11市の市議会議長の皆さんが総勢42、43名でしたか、内閣官房長官に沖縄の国保財政、特に赤字に対

する支援要請をしまりました。少し話はそれますが、大型バスで40数名が一同に官邸に要請に来たというのは初めてだということでありました。その後、北部振興策、一括交付金、北部連携促進事業を含めて、さらに内閣府に要請に行きました。その後、会費制で内閣府、大臣も見えていましたけれども、ほぼ沖縄政策担当、振興局長以下13名ぐらいで懇親会と言いますか、その中で私が本人ではなくて、内閣府の関係者に今、国から県へとか、あるいはまた県から国、内閣府への出向もありますけれども、小さな今帰仁村ですが、そういう国からの出向も可能ですかという話をしたら、可能だとは思いますがけれどもということで、私はその後、具体的に進むのかなと思って待っていましたけれども、その後、約ひと月ぐらいしてから内閣府の上司の方から人事等を検討した結果、可能ですよということでありまして、それから可能であれば、村長としては出向をお願いしたいということで、その後は具体的な、例えば条件と申しますか、国家公務員の一種の職員ですから、給与も課長補佐ですけれども、かなり高いのかどうかもよくわかりませんでしたので、その件については総務課長と内閣府の人事担当の課長のほうでいろいろ条件等やり取りをしました。きのうも休憩の中でしたか、給与もかわるんですかという話もありましたけれども、それについてもいろいろ要望はありましたけれども、村長としては給与を上げて要請するとか、あるいはその他の条件を上げてということは当初から考えていませんでしたので、これについては丁寧に説明をして、理解をしてもらいました。そして特別職ですから、月額の給与と期末手当以外は手当は何もありません。住宅手当もない、扶養手当もないし、通勤手当もありません。そういう中でちょっと調整にいろいろ時間かかりましたけれども、きのう条例を可決していただきました旅費の条例の中で、国から出向する場合の今帰仁村に来るまでの手当を支給できるという、きのう条例の改正でしたけれども、また逆に国に帰る場合は国が持つというふうなことで最終的に本人にも確認して、来てもいいということを確認しました。そして、これは履歴書には書いていないんですけれども、本人の了解も得ていますので、家族ぐるみで来たいということで妻と、上の子は小学校2年生、下の子はまだ2歳、そういう中で家族で来て、頑張ってみたいという最終電話確認にすませて、今回の提案に至ったところであります。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 条件面でも全てのんでいただいて、今帰仁村のために全力で頑張ってくれるものと信じておりますが、先ほど地方創生人材支援制度ではないとおっしゃってございましたけれども、国としては支援制度を活用してというふうに捉えているのかなと思うんです。というのは、向こうも人を派遣するわけですから、手薄になってくるわけではないですか。最大限の派遣者が170名ぐらいの規模、その中の条件として原則2年間というのもありました。全て条件が一致するのかなと思ひまして、その中で条件面等々いろいろ聞きましたけれども、最後に支援制度ではありませんけれども、例えば後から支給したのに対して、交付税で返ってくるとか、そういうものがあるのかどうか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 5番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

1点目の地方創生人材派遣制度に基づく派遣ではないのかということでございますけれども、それについても総務課長としても、その制度かなということで、少し派遣制度で副村長を派遣していた長島町とか、沖縄市ですね、石垣市をちょっと調査もしました。そして内閣府のほうにじかに人事派遣の課長に、その

制度ですかということで聞きましたら、皆さんのほうとしては先ほど議員がおっしゃったような提案、こういった仕事をさせたいというものでの応募をしていないでしょうということでありましたので、内閣府としては先に村長の説明にもありました内容での派遣です。出向というよりは派遣という制度ですので、2カ年間ですということの返事をいただいているところでもあります。あと給与等について、差額分についての補填は今後あるのかということなんですけれども、これについてはないと。当初については村長の説明のとおり、現金保障はどうかとか、いろいろあったんですが、それについては特別職についてはありませんので、現行に提案している状況になっているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 同意案第1号について質疑いたします。先ほどから村長の説明等がありましたが、給与、条件面等ですね、ほぼ今の副村長、過去の副村長とほぼ同じような感じでというふうに認識しております。確認なんです、副村長もほかの団体、例えば社協とか、体協、青少協とか、そういった団体にも役職がついていますが、会長、副会長なりですね。そういった役職も中原氏は担っていくのか。その辺の確認、説明を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

副村長が同意されましたら、現在、副村長がやっている体協とか、社協とかの役職、その他いろんな委員長も含めてあります。それについては例えば副村長だという役職で打たれたものについては、それなりの規定とか、規則の改正も必要だと思いますので、その点については現在、副村長が持っている役職について、全て洗いざらい見直しをして、行政の発展、そしてまたほかの行政団体との連携上、引き続き副村長が兼ねたほうがいいのかについては、そのまま継続をして、あるいはまた見直しが必要なものについて、役職は打たれていない、例えば村が支出している補助金団体に、これまでどおり副村長がいったほうがいいのかどうかということも、内部で十分検討をした上で結論を出していきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように副村長という役職で打たれているものは、村長の考えだけではすぐ変更はできませんので、それも含めて課長会等で十分検討をして、これまでよりも行政サービスが低下、あるいはまたほかの行政団体との連携が弱くならないような方法を考えていきたいと、そのように考えております。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今質疑いたしましたのは、なぜかと言いますと、例規審査委員会とか、役場関係、内部のものと、また外部と接する団体がありますね。体協、青少協、社協とか、そのほかグスク桜まつり、マジックアワーRUN、茸の生産出荷施設管理運営協議会、そういった外部団体の方と接するものはぜひ継続したほうがいいのかなど思っているんです。と言いますのは、地域住民とのかかわり、そうでないと今帰仁村の中身、人もわからないと、やはり行政運営としてスムーズに行きにくいのかなという感がありますので、ぜひやったほうがいいのかと私は考えています。その辺の村長の認識を伺います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

ご指摘のとおり、県外から今帰仁村の村政には私の知る限り初めてなのかなということもありますので、質疑のあったとおり、副村長がかわったからといって、これまでより村の行政サービスの低下、あるいは村の行政いろいろ連携している団体、そういうところとの連携も弱くならないように、逆に副村長が新しい発想で来て、そういう思いで積極的に村民の中、あるいは村の各団体とも連携してやっていけるように、村長としても承認いただけましたら話を、これまでよりもそういう面での低下がないように、責任者として努めていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 ただいま心強い答弁をいただきました。おっしゃるとおり、新しい考え方が、しかも若いです。私の1つ下の若い方が来て、考え方も柔軟性が恐らくあると思いますので、そういった新しい意見も考え方も入れつつ、また地域住民との交流も、こういった形から切り口でやっていけたら、もっと今帰仁村はよくなると思いますので、ぜひこういった役職にもつかせていただきたいなと思います。これで質疑を終わります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 同意案第1号について質疑いたします。1点だけなんですけれども、例えばこの方は埼玉県に住んでおられて、今帰仁村に今回来るということで、ほんとうに見ず知らずの地に来るわけです。ということで本人としても不安とかいろいろあろうかなとも思いますし、今回来るということで、この方は一度でも今帰仁村に来られたとか、そういうことはあるのでしょうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番座間味 薫議員の質疑にお答えします。

今帰仁村に一度でも来たことがあるかどうかということですが、その点についてはまだ本人に一度でも来たんですかということまで、東京でお会いしたときに確認していないので、同意されましたら、早目に来て確認をしたいということで連絡はとれております。私もその点は内閣府で2月15日にお会いした時に、家族もいるわけですから非常に気にいたしまして、ぜひ奥さんの理解も得て、納得の上で来てくださいと。そのときにも条件については今帰仁村としてはこういう条件ですと、給与の面とか、いろんな点については、それもご理解の上で、ぜひということでありましたので、同意がいただけましたら、早目に来たいということでもありますので、いろいろ不安はありますけれども、村長としても派遣について要請をした以上は、側面からサポートをして一日も早く、村民との交流、あるいはまた職員とのつながりも一日も早く持てるようにやっていきたいと、そういうふうに思っております。今月に来たいということの連絡は来ています。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 先ほど給料の話もありましたけれども、幾ら上司の命令とはいえ、給料を下げたまでというか、下がってまでなかなか行かないのではないかなと。一般的な自分たちの立場からしたら、そう思うわけでありまして、給料以外に何らかの思いがあって今帰仁村に来ていただけるのかなと、私自身は思っておりますけれども、村長の目から見られて、その方の思いというのはどういうふうにお察しできるのでしょうか。一言だけお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 私も今回の副村長人事の国からの派遣について、いろいろ自分なりの思いもありまして、今回提案をしているわけですけれども、先ほども申し上げましたように今の今帰仁村は財政的には非常に厳しいのですが、また、ある意味では厳しい中からいろいろ施策をして、若者の雇用促進とか、定住促進、そして人口ビジョンでも打ち出されていますように、特に若い人たちが定着できるような村づくり、元気な村づくりをするためには私、村長としても少しまた発想も転換して、こういう人事も必要ではないかなといろいろ考えた末のあれであります。本人にお会いしたのは2月15日、約1時間ぐらいでありましたけれども、その時点から非常に今帰仁村のことについては既に今帰仁村のホームページとか、いろんな資料でかなり研究しておりまして、そういう条件でも行ってみたい、頑張ってみてみたいという思いが非常に伝わりましたので提案した次第です。先ほども言いましたように私は、最初は単身赴任かなと思いましたが。それもいろいろ聞きました。そして住宅についても聞きましたら、今住所のある埼玉県新座市に自分の住宅も持っているという中で、今帰仁村に来て住宅手当もないですよと、扶養手当もないし、通勤手当もないし、そういう中でよく考えて来てくださいということを本人にも直接伝えましたので、それを了解して来てくれるということでもありますので、そこはその意を買って、村長を補佐して、また職員とも連携して、村のために十分やってくれるだろうという期待と確信もありましたので、今回の同意案の提案に至ったというところでございます。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 いずれにしても、省庁からの出向ということで、非常に国とのパイプもできるのかなと思っておりますし、今までとちょっと違った今帰仁村になるのかなということを期待いたしまして終わります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 同意案第1号について質疑いたします。先ほどからいろいろと同僚議員からも質疑がある中で、ほんとにすばらしい制度ですし、今帰仁村のこれからを考えたときに、すばらしいことだなと今すごくわくわくしているところでございますけれども、中原氏に求めている部分としまして、地方創生だったり、企業版ふるさと納税だったり、北部連携促進事業だったり、一括交付金事業だったりということで、いろいろと挙げておりましたが、地方創生だったり、企業版ふるさと納税だったりというのは、現在、日程計画等を進めていないという状況を伺っています。その中で期間が2年という限られた時間の中でしっかり最大限この方が来たことによって、本村にもたらす、教授できるようなものをしっかり確保するためには、こちら今帰仁村として明確にこの方に、このようなものを求めるというものをビジョンというか、内容がないと、こちらがしっかり方向性を持っていないと、なかなか機能しない部分も出てくるかなと思っております。その辺ですね、地方創生とか、企業版ふるさと納税とか、この辺まだ、そこまで明確に見えていないという話も伺っていますので、この辺ですね、まずはどういったものをしっかり取り組んでいきますというような具体的な内容ですね、今、村のほうで持ち合わせているのかどうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時33分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時33分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えします。

ふるさと創生のいろいろ事業に向けて、まだ具体的に見えないということですが、今のところ具体的になっていないという部分はありますけれども、議案第8号の中で任期つき職員の今回条例の制定も出していますので、新年度スタートいたしましたら、具体的にどういう地方創生に向けて取り組んでいくかと、企業版ふるさと納税を含めてですね。具体的に検討をして、早目に村としての方向性を出して、そのことについてまた、新しい副村長にもかかわってもらって、出向に当たって内閣府の、名前ははっきり申し上げませんが、審議官ですね、内閣府の中でもかなり責任のある審議官の方とも意見交換をしまして、内閣府としても送る以上はサポートをしていきたいということの、現職ですけれども、異動もあるかもしれないけれども、送った以上は自分たちも責任を持って、またいろんな形でサポートをしていきたいということの返事をもらいましたので、その点では2か年間の出向ということですが、力を発揮して、村の発展のためにいろいろ、これまでの経験も生かしてくれるのではないかなということ連携して取り組んでいきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 新年度に向けて、今いろいろと議案も出ていますので、その辺もしっかり調整しながら、具体的にスピード感を持って、取り組んでいくということで、また内閣府のほうからも力強いお言葉もいただいているということなので、地方創生元年が今年度終わります、今後すごく地方にとって大きな変革の年になることは間違いないので、その中でこのような副村長人事が出たということは、今帰仁村にとってすごく大きなチャンスだと思いますし、またゆくゆくは村から国へ出向とか、いろいろと考えているということですので、今帰仁村のさまざまな課題がある中ですごく大きなビップになると思いますので、ぜひしっかり副村長がいる2年間を最大限生かしていただけたらと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第1号 今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「同意案第1号 今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「同意案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

同意案第2号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項によって、議会の同意を求めます。

記

住 所 今帰仁村字
氏 名 上地 太
生年月日 昭和43年
任 期 平成29年4月1日～平成33年3月31日

平成29年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

教員委員会委員一人が平成29年3月31日をもって、任期満了となることに伴い、新たに委員を任命したいので、この同意案を提出します。

履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

- 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次 議員 同意案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑をいたします。提案理由には、「教育委員一人が平成29年3月31日をもって、任期満了となることに伴い、新たに委員を任命したいので、この同意案を提出します。」とありますけれども、委員誰が任期満了で、上地 太さんが任命されたのか。上地さんは現在、屋我地、大橋手前のレストランで責任者という形になっていると思いますけれども、仕事上は大丈夫なのか、お伺いいたします。
- 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。
- 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えします。

現在、3月31日までの委員、島袋啓一氏が3月31日までの任期となっています。島袋啓一氏については3期12年、教育委員として今帰仁村の教育行政の発展のために貢献されてきました。私もこれは直接同意

案とは関係ないといえませんが、本人にお会いして、3月末で任期ですが、これまで3期12年間大変頑張ってきたけれども、今期、新人を考えていますと、名前は申し上げておりません。ということで一応意見もお伺いして、自分も3期12年間頑張ってきたので、ぜひ若いのに頑張らせてくれということもありました。そういう意味で提案をしました。そして、仕事を現在やっております。このことについても私も会社の営業の責任者ということも聞いておりましたので、直接2回ほどお会いして、委員としての仕事に差し支えないように、教育委員は非常勤ですから、報酬もそんなにありませんので、ですが、委員として議会の同意を得られて、4月1日から委員に就任したら、委員の仕事については優先してくれと、例えば定期的な委員会とか、それから委員として案内する学校の卒業式とか、いろいろありますね。それについては会社の了解も得て、仕事が忙しいから会合に欠席するとか、そういうことがないようにということで強くお願いをしたら、それについては理解していました。そしてまた、せんだって、会社の社長が京都に本社があるそうですが、海洋博会場を視察する中で、本人と一緒に役場に挨拶に見えまして、そういう大役が示されたそうですが、頑張らせてくださいということで、会社の社長も挨拶に見えていましたので、その点については支障がないと。ぜひ教育委員としての重責を果たしてもらいたいということで同意をいただきましたら、また再度、本人にもその点については話をして、今帰仁村の教育行政、あるいはまた村政発展のために頑張ってもらいたいということで申し入れをしたいと、そのように考えています。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「同意案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「現場踏査」を議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は午後から現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

なお、本日は現場踏査終了後、散会します。

(現場踏査終了後散会)